

令和8年度 第2回

南丹市営住宅等 入居者募集案内書

申込受付期間

令和8年 9月1日(火) ~ 9月11日(金)

◆入居資格については、いろいろな条件がありますので、申込みをされる方はこの案内書をよくお読みのうえ、受付期間内に申し込んでください。



お問合せ先

南丹市 土木建築部 都市計画課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

電話 (0771) 68-0052

目 次

募集の概要	1
入居を希望される方へ	2
募集する住宅	3－4
入居資格	5
申込みについての注意	6
申込みに必要な書類	7－9
申込書の書き方	10－12
収入基準について	13－16
収入基準早見表	17
裁量階層	18

募 集 の 概 要

1

申 込 書 の 受 付

令 和 8 年 9 月 1 日 (火) ~ 9 月 1 1 日 (金)

※土曜日・日曜日を除く

- ◆受付場所 都市計画課（南丹市役所2号庁舎）
（※持参の場合のみ各支所総務課でも提出できます。）
- ◆受付時間 午前9時00分～午後4時30分
- ◆受付方法 申込者が必要書類を持参してください。
（※必要書類同封の上、郵送提出も可とします。ただし、受付期間内に都市計画課に到着しない場合や書類に不備がある場合は無効となるのでご注意ください。）
- ◆必要書類 住宅入居申込書 } ボールペンで記入してください。
住宅困窮状況申告書 }
その他必要書類は、7～9ページをご確認のうえ揃えてください。
- ◆提出された書類に基づき、入居資格の有無について審査します。
- ◆入居資格のある申込者について、住宅困窮度判定をおこないます。

書 類 審 査

各種通知の発送

令和8年10月中旬頃（予定）

- ◆入居資格が無い場合、入居不可の通知をします。
- ◆住宅困窮度判定結果に基づき、仮入居決定及び補欠の通知をします。
- ◆募集戸数を超える申込みがあり、住宅困窮度判定の結果同点数となった場合は、公開抽選会をおこないます。

入居資格があり、書類審査の結果（もしくは抽選の結果）落選された方は、入居補欠者として登録され、登録日から3か月の間に申込まれた同タイプの空家が発生すれば、補欠順位により順次入居していただきます。ただし、3か月の間に空家が発生しなければ、入居補欠者としての資格を失います。

入 居 説 明 会

令和8年10月下旬頃（予定）

場所 南丹市役所

入 居 手 続 き

- ◆敷金（家賃3か月分）をお支払いいただきます。
- ◆請書、契約書を提出していただきます。

入 居 の 時 期

令和8年11月下旬頃（予定）

- ◆鍵渡し後1ヶ月以内に入居していただきます。

※ 提出された書類は、返却できませんのでご了承ください。

市営住宅は、住宅に困窮されている収入の少ない方々に、住宅の賃貸を目的に建てられた住宅です。

市営住宅への入居申込みをされる場合、他の民間住宅とは異なり「公営住宅法」、「南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例」などに基づき、収入基準をはじめ、種々の制限がありますので、この「案内書」をよくお読みになり申し込んでください。

注 意 事 項

- (1) 市営住宅では犬、猫等動物を飼うことを禁じています。
ただし、身体障害者補助犬法に基づく介助犬（盲導犬など）を必要とされる方は事前にお知らせください。
- (2) 入居手続きのときに、敷金（入居時の家賃の3か月分）を納入していただきます。
- (3) 入居されますと、毎年7～8月頃に収入申告をすることが義務づけられています。提出された申告書及び住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに応じて次年度の家賃を決定します。
- (4) 市営住宅使用料（家賃）は、指定金融機関の口座振替により納入していただきます。
なお、家賃を3か月以上滞納されますと、住宅を明け渡していただくことになります。
- (5) 市営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境を保つため、自治会が重要な役割を果たしています。入居後は自治会活動に積極的にご参加ください。
- (6) 市営住宅の階段や通路の電灯など共同施設の管理運営に必要な共益費を、家賃とは別に負担していただきます。
- (7) 市営住宅では、住宅入居申込書に記入された入居家族以外の親族などを、無断で同居させることはできません。

入居していただく住宅は新築住宅ではなく、いずれも従前入居者が退去し、空家となった住宅です。生活機能上支障のない範囲での修繕は施していますが、新築並みということではありませんので、あらかじめご了承ください。

募集する住宅

3

1. 募集住宅戸数・家賃・間取など

団地名	間取		募集戸数	階層区分	家賃月額	入居人数要件
園部小桜団地 平成5年度建築 鉄筋コンクリート造3階建	3LDK	リビングダイニングキッチン、洋室、和室(2室)洗面所、便所、浴室、物入、バルコニー	1戸	一般	21,500 32,100	2人世帯以上
				裁量	21,500 42,300	
園部向河原団地 平成11年度建築 鉄筋コンクリート造4階建・6階建 ※一部「土砂災害警戒区域」に含まれます	2DK	ダイニングキッチン、洋室(クローゼット)2室、洗面所、浴室、便所、バルコニー	1戸	一般	16,400 24,500	2人世帯以上
				裁量	16,400 32,300	
	3DK	ダイニングキッチン、和室(押入・床間)、洋室(クローゼット)2室、洗面所、便所、浴室、バルコニー	1戸	一般	21,700 32,300	3人世帯以上
				裁量	21,700 42,500	
日吉貝尻団地 昭和58年度建築 鉄筋コンクリート造2階建 ※「土砂災害警戒区域」に含まれます	3DK	[1階] ダイニングキッチン、和室(押入)、洗面所、便所、浴室、テラス [2階] 和室(押入) 洋室 バルコニー ※駐車場無し	1戸	一般	16,000 23,900	2人世帯以上
				裁量	16,000 31,500	
日吉広小段団地 平成6年度建築 木造2階建 ※「土砂災害警戒区域」に含まれます	4DK	[1階] ダイニングキッチン、洋室、和室(押入)、洗面所、便所、浴室、物入 [2階] 和室(押入) 物入、洋室(クローゼット) ※給湯なし	2戸	一般	17,000 25,300	2人世帯以上
				裁量	17,000 33,400	

4	募 集 す る 住 宅
---	-------------

美山大野団地 平成10年度建築 木造平屋建	3LDK	リビングダイニングキッチン、 和室（押入）2室、 洋室（クローゼット）、 洗面所、便所、浴室 <u>※給湯なし</u>	1戸	一般	18,900 ） 28,200	2人世帯 以 上
				裁量	18,900 ） 37,200	
美山安井団地 平成16年度建築 木造平屋建 ※一部「土砂災害警戒 区域」に含まれます	3LDK	リビングダイニングキッチン、 和室（押入）2室、 洋室、洗面所、便所、浴室	1戸	一般	20,600 ） 30,700	2人世帯 以 上
				裁量	20,600 ） 40,400	

※ 市営住宅では、家賃のほか、駐車場使用料や共益費などが必要となります。

※ 入居時の家賃額は、入居説明会の時にお知らせします。

※ 各住宅とも電源設備は、100Vが標準です。

2. 募集住宅の所在地

団 地 名	所 在 地
園部小桜団地	南丹市園部町小桜町167番地
園部向河原団地	南丹市園部町小山東町向河原13番地
日吉貝尻団地	南丹市日吉町田原貝尻62番地
日吉広小段団地	南丹市日吉町田原当多治62番地
美山大野団地	南丹市美山町大野文字畠地16番地 外
美山安井団地	南丹市美山町高野堂ノ上3番地1

※ 入居が決まるまで、室内をご覧くださいことはできません。

入居申込み時において、次のすべての条件を満たしている方に限ります。

1. 同居する親族があること

(1) 同居する親族には、次の方も含まれます。

- ① 事実上婚姻と同様の関係にあり、住民票で確認(続柄が未届の夫、または未届の妻)ができる方
- ② 婚約者で令和8年9月30日までに入籍される方(婚約者が変わった場合は無効)
- ③ 南丹市パートナーシップ宣誓者

(2) 入居の際には、入居家族全員が同時に入居できること。

(3) 申込み後は、申込書記載の入居家族の変更(出生、死亡は除く)はできません。

(4) 家族を不自然に分離・同居等の申込みはできません。

(原則として、父母・夫婦の分離、兄弟姉妹のみの入居などは認められません。)

2. 住宅に困窮していることが明らかであること

※ 詳しくは10ページの「申込書の書き方①」をご覧ください。

※ 原則として自家所有者(申込者及び同居親族が所有)は入居できません。

※ 公営住宅に入居されている方は申込みできません。

3. 申込者は、独立の生計を営み南丹市内に住所、または勤務場所があること

4. 入居家族の収入合計が、公営住宅法等に定める収入の範囲内であること

※ 詳しくは13～16ページの「収入基準について」をご覧ください。

5. 申込者、または同居する親族に暴力団員がいないこと

※ 暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

6. 現に申込者、または同居する親族に市税や保険料、使用料等に滞納がないこと

※水道料金を含みます。

1. 次のような場合は、申込みをされても失格となります。

- (1) 申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき。
- (2) 事実と異なる内容を記載して申込まれたとき。
- (3) 重複して申込みをされたとき。(申込みは1世帯につき1戸に限ります。)
- (4) 入居資格に該当されないとき。
- (5) 入居手続きに必要な書類が揃えられないとき。
- (6) 不正行為があったとき。

2. 自家所有者の申込みについて

申込者及び同居親族が住宅を所有している場合は、原則として申込みすることができませんが、売却などにより自家所有者でなくなる方で次の書類が提出できる場合は、申込みことができます。

- (1) 媒介契約書、競売開始決定通知などが申込時に提出できる場合。
- (2) 所有権移転登記後の登記簿謄本、売却決定通知が令和8年10月8日までに提出できる場合。

3. 婚約者との申込みについて

婚約者と申し込まれる方は、令和8年9月30日までに入籍し婚姻届受理証明書を提出されなければ失格となります。

4. 離婚協議中の申込みについて

夫婦を分離して申込み事は原則としてできませんが、離婚協議中の方は申込みことができます。ただし、令和8年9月30日までに離婚届受理証明書を提出されなければ失格となります。

5. 南丹市パートナーシップ宣誓者の申込みについて

南丹市パートナーシップ宣誓者は、「南丹市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱」に基づく南丹市パートナーシップ宣誓書受領証の写しをご提出ください。

6. 緊急時連絡先について

- ① 入居の申し込みの際に、緊急時連絡先（1名）の届け出が必要です。
- ② 緊急時連絡先は、原則、京都府内に在住する親族（同居者以外の親族）とします。ただし、それが難しい場合は、他府県内に住所を有する親族や知人、友人又は法人その他の団体でも構いません。
- ③ 緊急時連絡先には、市営住宅等で事故などの緊急事態が発生し、入居者または同居者と連絡がつかない場合に、市などの機関との連絡調整を行ってもらいます。
- ④ 詳細は都市計画課までお問い合わせください。

申 込 み に 必 要 な 書 類 ①

7

1. 住宅入居申込書（公営住宅） ・ （別紙）住宅困窮状況申告書

申込書に事実と異なった内容を記入された場合は無効となります。

2. 世帯全員の住民票（3か月以内に発行のもの）

住宅入居申込書に記載された入居世帯全員の住民票を提出してください。

住民票の交付を受けられるときは、世帯主、続柄、本籍、筆頭者の記載された「世帯全員の住民票（謄本）」を請求してください。（※外国人住民の場合は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」も明記したもの）

なお、住民票や課税証明書の請求時、本人であることを確認できるもの（免許証、健康保険証、パスポートなど）の提示が必要です。

3. 所得を証明する書類

申込時に収入のある入居家族全員について、次表の区分により必要書類を提出してください。ただし、生活保護扶助費、雇用保険金、労災保険金、遺族年金、障害年金、傷病恩給及び損害保険金などの課税されない所得は収入から除外されます。

(1) 給与所得の方（アルバイト・パート等を含む）

現在の職場	収入の計算期間	証明書の種類	証明先
令和7年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和7年1月1日から令和7年12月31日まで	●令和7年分給与所得の源泉徴収票 *原本を持参	勤務先
1か月以上休職された方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書 *市の指定様式のもの	勤務先 ※証明印押印のものに限る
令和7年1月2日以降に就職し、申込時までに1年以上勤務している方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書 *市の指定様式のもの	勤務先 ※証明印押印のものに限る
勤務してから1年未満の方	就職した翌月から申込月の前月まで	●給与支払証明書 *市の指定様式のもの	勤務先 ※証明印押印のものに限る

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

年間総収入金額＝
$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{か月} + \text{賞与}$$

(2) 年金収入（所得）のある方

年金を受給されている方は、年金振込通知書、令和7年分源泉徴収票など年間受給額のわかる通知の写しを提出してください。

なお、令和7年1月以降に年金受給を開始された方は、年金証書など年間支給決定額がわかるもの（写し）を提出してください。

(3) 事業所得の方

現在の事業	収入の計算期間	証明書の種類	証明先
令和7年1月1日以前から引き続き営業している方	令和7年1月1日から令和7年12月31日まで	●令和8年度課税証明書 * 所得控除の内訳記載のもの	市町村
令和7年1月2日以降に開業し、申込時まで1年以上経っている方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●営業実績証明書 「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入。 * 市の指定様式	本人による証明
現在の事業を開業後、申込時まで1年に満たない方	開業した翌月から申込月の前月まで	●営業実績証明書 「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入。 * 市の指定様式	本人による証明

○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$$\text{年間総所得金額} = \frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ か月}$$

4. 収入（所得）のないことを証明する書類

収入（所得）のない方は、次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

(1) 在学証明

申込書の入居家族の中で、短大・大学・各種学校に在学中の方は、学生証の写しもしくは在学証明を提出してください。

(2) 無職無収入証明

退職証明書、雇用保険受給者証（受給中のみ）、離職票の写し、生活保護受給証明書、支援給付受給証明書などを提出してください。

5. 誓約書

申込書の入居家族に、暴力団員がいないことなどの誓約をしていただきます。（添付様式）
※入居資格について、関係機関に照会をいたします。

6. 税等納付証明願および税等納付証明書

申込時において申込者及び同居親族に市税や保険料、使用料などの滞納がある方は、市営住宅に入居することができません。申込時に「税等納付証明願」（添付様式）を都市計画課へ提出してください。審査の際に市役所が納付状況を調査し証明します。

なお、令和7年1月2日以降に南丹市へ転入された方は、前住所地の市町村へ、また勤務地条件でお申込みの方は、現住所地でそれぞれ納税証明書等を請求いただく場合がありますので都市計画課までお問合せください。

7. その他の書類

(1) 婚約者と申込まれる方

結婚式場等の予約証明書、または仲人、婚約者の父母による婚約証明（任意様式。証人の署名が必要です。）を提出してください。

(2) 必要とする証明書等

下記の項目に該当される場合は、証明書などを申込時に提出してください。

区 分	証 明 書 等
高 齢 者	住民票 ※18ページに掲載する高齢者の要件に該当する方
身 体 障 害 者 等	身体障害者手帳等の写し
D V 被 害 者	保護命令決定書の写しなど
戦 傷 病 者	戦傷病者手帳の写し
原 子 爆 弾 被 害 者	特別手当証書の写し
生活保護法による被 保 険 者	生活保護受給証明書
支 援 給 付 受 給 者	支援給付受給証明書 ※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による受給者
引 揚 者	厚生労働大臣の引揚者証明書、又は 支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入 所 者 等	平成8年3月31日までの間に、国立ハンセン病療養所、その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していたことを証明する療養所長の証明書
犯 罪 被 害 者 等 の 世 帯	犯罪被害内容確認票を提出してください。内容については警察署に照会します。

(3) 立ち退きを求められている方

契約期間が満了して立ち退きの場合は現在入居している住宅の賃貸契約書の写しを添付してください。

その他の事情により立ち退き請求を受けている場合は、家主から立ち退き請求を受けていることがわかる書類を提出してください。

(4) 高価な家賃のため住宅困窮の方

民間賃貸住宅等で、収入に対して高額な家賃を払っている場合は、現在入居している住宅の賃貸契約書の写しを添付してください。家賃には共益費、駐車場代等は含まれません。

(5) 南丹市外申込者の方

南丹市内に勤務している証明「在勤証明書」（任意様式。勤務先において証明を受けてください。）を提出してください。

8. 緊急時連絡票

市営住宅等で事故などの緊急事態が発生し、入居者または同居者と連絡がつかない場合に、市と連絡調整を行ってもらうための緊急時連絡先を届け出てもらいます。（添付様式）

※ 7～9 ページに記載のもの以外に、追加書類の提出を求める場合があります。

「住宅入居申込書（公営住宅）」について、各欄に記入のないもの、記載内容が不明瞭なものや、事実と異なった内容を記入された場合は、申込みが無効となります。

【住宅入居申込書（公営住宅）の記入について】

「①申込者」欄について

1. 「現住所」欄は、申込時に住んでいる住所を記入してください。アパート、寮などに住んでいる方は、その名称及び部屋番号を、また親・親族・他人の家に同居・間借りなどをされている方は、その家の世帯主名を記入してください。
2. 「勤務先の所在地」欄は、現在通勤している場所を記入してください。（一時的な通勤先は除きます。）

「②入居予定家族」欄について

1. 「入居予定家族」欄は、続柄、性別、生年月日（年齢）を正確に記入してください。また婚約者の場合は、続柄を“婚約者”と記入してください。
2. 「月収額」欄の収入額は、13～16ページの「収入基準について」の説明を読んで月収額を記入してください。
3. 同居者以外に扶養親族がある場合は、その方についても「入居予定家族欄」に記入し、続柄に“別居”の文字を付してください。

「③住宅困窮の理由」欄について（必須）

該当する事項を○で囲んでください。

1. 住宅以外の建物、場所に居住している
2. 保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している
3. 他の世帯と同居又は間借りをしている・・・親族と同居している場合は該当しません
4. 過密な住環境である・・・住宅の設備、規模が十分でなく、著しく困っている
5. 立ち退きの要求を受けている・・・自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く
6. 収入に比して高い家賃を払っている・・・申込者が賃貸住宅契約者である場合のみ
7. 遠距離通勤である・・・市外居住者のみ
8. その他・・・上記以外に住宅に困窮している理由がある場合

「④住宅に困っている具体的な理由」欄について（必須）

③の選択項目について、詳しく記入してください。

※「8. その他」に該当する場合は、詳細を記入し、その内容を証明する書類を添付してください。

【(別紙) 住宅困窮状況申告書の記入について】

該当する項目についてのみ、ご記入ください。

1. 現在の同居者について (P. 1)

申込者の現在お住まいの住宅での同居者全員について、記入してください。(入居予定家族以外のご家族を含みます)

2. 現在の居住状況について (P. 1)

現在お住まいの状況について該当するものに○印を付してください。該当する項目がない場合は「その他」欄に状況を記入してください。

3. 不動産の所有について (P. 1)

住宅等の所有について、それぞれ該当する項目に○印を付してください。親族等との共有名義で所有されている資産を含みます。

4. 現在と同居者が異なる場合について (P. 1)

現在の同居者と市営住宅での同居者が異なる場合、その理由を記入してください。

5. 新たな同居者について (P. 1)

市営住宅入居時、新たな同居者がおられる場合、該当する項目に○印を付してください。

6. 現在お住まいの住宅について (P. 2)

①現在お住まいの住宅の各住宅設備及び居室の面積を記入してください。

※ダイニング・キッチンの場合は、流し台の奥行きに0.9mを加えた寸法を台所スペースとし、台所とダイニングに分けて記入してください。

②間取り図は、次頁の記入例を参考に、全て省略せずに記入してください。(玄関や廊下、押入れなどの収納スペースを含みます)

※ダイニング・キッチンの場合は、流し台の位置及びサイズを記入してください。

7. 立ち退きについて (P. 3)

立ち退きを求められている場合は、(1)～(3)の項目の該当するものに日付と、【立退きの理由】欄に具体的な状況を記入し、募集案内書9ページ「申込みに必要な書類③」7の(3)を参考に必要書類を添付してください。

8. 遠距離通勤について (P. 3) ※南丹市外にお住まいの方のみ

南丹市内にある勤務先までの片道の通勤時間と、利用されている交通機関について記入してください。

9. 家賃について（P. 3）

現在お住まいの住宅について、賃貸契約をし、家賃を支払っている方のみ記入してください。（募集案内書9ページ「申込みに必要な書類③」7の（4）に該当する場合は必要書類を添付してください。）

10. 世帯の状況について（P. 3）

該当する項目すべてに○印を付してください。（募集案内書9ページ「申込みに必要な書類③」7の（2）に該当する必要書類を添付してください。）

【その他】

申込みに必要な添付書類については、「添付書類確認書」と照合のうえ、該当する書類を揃えて提出してください。

* 記入例 〈(別紙) 住宅困窮状況申告書P.2 間取り図〉

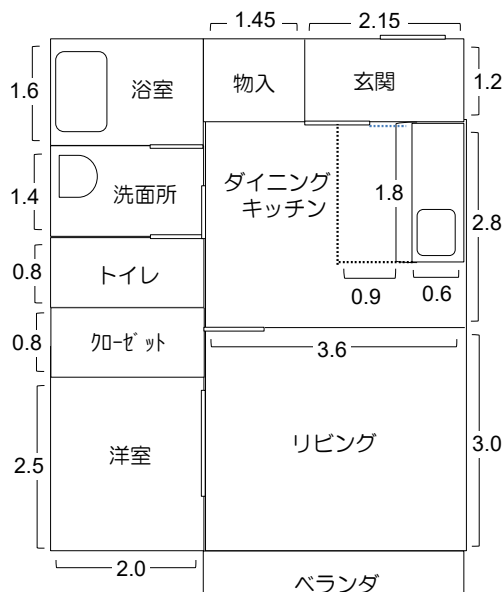
6. 現在お住まいの住宅について

各住宅設備及び各居室の面積をご記入ください。

玄 関	台 所	ダイニング	リビング	洗面所	浴 室	便 所	物 入
2.6 m ²	2.7 m ²	7.4 m ²	10.8 m ²	2.8 m ²	3.2 m ²	1.6 m ²	1.7 m ²
クローゼット①	洋室①	クローゼット②	洋室②	クローゼット③	洋室③		
1.6 m ²	5 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
押入①	和室①	押入②	和室②	押入③	和室③		
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

計測した面積を枠内に記入してください。

現在お住まいの間取り図を記入してください



玄関廊下も含め専有部分のすべてを記入してください。各部屋の用途名を記入してください。

台所は概ね4畳（6.5 m²）以上ある場合は、「ダイニング・キッチン」と記入し、流し台の位置及びサイズを記入してください。

キッチンスペースは流し台の奥行に0.9mを加えた寸法としてください

各部屋の壁面間の距離はメートル単位で小数点第2位まで計測し、面積は小数点第2位を四捨五入してください。

申込家族の月収額が収入基準を満たしていることが入居資格の一つとなります。

14～16ページを参照に月収額を算出し、収入基準範囲内であることを確認のうえお申し込みください。

1. 月収額の計算のしかた

月収額の計算には、申込日において収入を得ている申込者及び同居親族（婚約者含む）の1年間の総所得金額が対象となります。

「収入」とは総収入額をいい、「所得」とは総収入から税法上認められた必要経費等を控除した後の金額をいいます。月収額はこの「所得」を元に計算します。

入居予定者に収入のある人が2人以上いる場合は、所得を別々に計算してから合算します。

(1) 収入基準

公営住宅に入居されようとする方の家族の所得額の合計から、法令等で定められている控除額を差し引いた金額を12月で除した額を「月収額」といいます。

〔月収額の計算方法〕

$$\text{月収額} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{所得金額} \\ \text{の合計} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{控除額の} \\ \text{合計*} \end{array} \right) \right\} \div 12 \text{月}$$

* 控除額は16ページをご覧ください。

月収額が158,000円以下の方が収入基準を満たし申込みことができます。

ただし、「裁量階層」に該当する方は、月収額が214,000円以下であれば、申込みことができます。

※「裁量階層」の詳しい説明については、18ページをご覧ください。

(2) 計算の対象とならない収入

- 通勤手当
- 遺族年金、障害年金、福祉年金等の非課税年金。
- 生活保護扶助費、退職一時金、雇用保険金、休業補償、傷病手当など。

(3) 休業・休職中の扱い

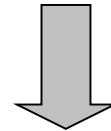
復業、復職した月の翌月からの収入をもとに計算してください。

(4) 無収入として扱わない方

アルバイト、パートなどであっても申込み時に収入のある方。

2. 給与所得の計算（2人以上の場合は、それぞれ算出してください）

年間総収入の計算	あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
年間総収入金額は、賞与、臨時給与、手当などを含めた税込みの金額です。就職時期に合わせて該当する欄をご確認のうえ計算してください。	現在の勤務先に令和7年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和7年1月から令和7年12月までの1年間の総収入金額
	現在の勤務先に令和7年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している方	申込月の前月からさかのぼった1年間の総収入金額
	現在の勤務先に就職し、前月までの勤務期間が1年未満の方	勤務した翌月から申込みの前月までの総収入金額をもとに次の式により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数} \times 12} + \text{賞与} = 1 \text{ 年間の推定総収入金額}$
	現在の勤務先に就職し、まだ1か月分の給料を支給されていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1か月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額
		①年間給与総収入の金額 円



○総収入金額から、年間給与所得金額を計算する方法

①年間総収入金額	年間給与所得金額	
651,000円未満	年間給与所得＝0	
651,000円以上 1,900,000円未満	年間給与総収入－650,000円＝年間給与所得	
1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間給与総収入を4,000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4,000掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください	$A \times 0.7 - 80,000 = \text{年間給与所得}$
3,600,000円以上 6,600,000円未満		$A \times 0.8 - 440,000 = \text{年間給与所得}$
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間給与総収入×0.9－1,100,000＝年間給与所得	
		②年間給与所得の金額 円

収入基準について③

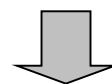
15

3. 年金所得の計算（2人以上の場合は、それぞれ算出してください）

年間総収入の計算	引き続き1年以上年金を支給されている方	令和7年中の支払年金額。ただし、年金額の改定があったときは改定通知書に記載の支払年金額。 （2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額）
	年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書に記載の支払年金額。ただし、年金額の改定があったときは改定通知書に記載の支払年金額。 （2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額）

③年間総支給額

円



○年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	③年間総支給額 (A)	年間年金所得金額
65歳以上	110万円以下	年間年金所得＝0
	110万円を超え330万円未満	$(A) - 110\text{万円} = \text{年間年金所得}$
	330万円以上410万円未満	$(A) \times 0.75 - 27\text{万}5\text{千円} = \text{年間年金所得}$
	410万円以上770万円未満	$(A) \times 0.85 - 68\text{万}5\text{千円} = \text{年間年金所得}$
	770万円以上1000万円未満	$(A) \times 0.95 - 145\text{万}5\text{千円} = \text{年間年金所得}$
65歳未満	60万円以下	年間年金所得＝0
	60万円を超え130万円未満	$(A) - 60\text{万円} = \text{年間年金所得}$
	130万円以上410万円未満	$(A) \times 0.75 - 27\text{万}5\text{千円} = \text{年間年金所得}$
	410万円以上770万円未満	$(A) \times 0.85 - 68\text{万}5\text{千円} = \text{年間年金所得}$
	770万円以上1000万円未満	$(A) \times 0.95 - 145\text{万}5\text{千円} = \text{年間年金所得}$

④年間年金所得の金額

円

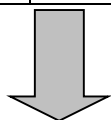
4. その他の所得の計算

年間所得金額の計算	令和7年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	令和7年中の年間所得金額 (所得金額＝年間総収入金額－必要経費)
	令和7年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額をもって計算する。(収入期間については、14ページの「給与所得者」の場合の例にならってください。)
		⑤年間その他所得の金額 円

5. 収入計算で控除する種類と控除額

○年間所得金額から、次の控除額を差し引いてください。

控除の種類	計算方法	控除額
給与所得等控除	入居者又は同居者に給与所得又は公的年金所得がある場合 $\frac{1人につき10万円 \times \text{人}}{\text{人}}$ ※給与所得等の金額が10万円未満の場合は、その金額	円
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族 $\frac{1人につき3.8万円 \times \text{人}}{\text{人}}$	円
同一生計配偶者で70歳以上の者の控除 老人扶養控除	同一生計配偶者又は、扶養親族が70歳以上である場合 $\frac{1人につき10万円 \times \text{人}}{\text{人}}$	円
特定扶養控除	扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合 $\frac{1人につき2.5万円 \times \text{人}}{\text{人}}$	円
障害者控除	障害者手帳、療育手帳等を交付されている方 ※特別障害者を除く $\frac{1人につき2.7万円 \times \text{人}}{\text{人}}$	円
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神保健福祉手帳1級等を交付されている方 $\frac{1人につき4.0万円 \times \text{人}}{\text{人}}$	円
寡婦(ひとり親に該当しないもの)控除	寡婦であって所得のある方 <u>最高2.7万円</u> ※所得金額から給与所得等控除額を控除した残額が2.7万円未満の場合は、その金額	円
ひとり親控除	ひとり親であって所得のある方 <u>最高3.5万円</u> ※所得金額から給与所得等控除額を控除した残額が3.5万円未満の場合は、その金額	円



⑥控除額の合計額

円

$$\left(\begin{array}{c} \text{②+④+⑤の合計} \\ \boxed{} \text{円} \end{array} \right. - \left. \begin{array}{c} \text{⑥控除額の合計} \\ \boxed{} \text{円} \end{array} \right) \div 12 \text{月}$$

＝ ⑦申込家族の月収額

円

※月収額⑦が158,000円以下(裁量階層は214,000円以下)であることをご確認のうえ、お申込みください。この収入基準にあてはまらないときは入居資格がありません。

収入基準早見表

17

① 年間総収入金額による基準早見表

申込家族の中で収入のある人が給与所得者1人で控除対象者（下記参考欄に記載）がない場合

単位：円

階層 区分	同居親族 及び 扶養親族（申込者を除く）						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般	0	0	0	0	0	0	0
	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ
	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999	5,895,999
裁量	0	0	0	0	0	0	0
	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ
	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999	6,720,000

② 年間総所得金額による基準早見表

- ・申込家族の中で所得のある人が2人以上がいる場合
- ・事業所得者の場合
- ・申し込み家族の中に控除対象者（下記参考欄に記載）がいる場合

単位：円

階層 区分	同居親族 及び 扶養親族（申込者を除く）						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般	0	0	0	0	0	0	0
	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ
	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000	4,176,000
裁量	0	0	0	0	0	0	0
	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ
	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000	4,848,000

【参 考】

- ①は老人扶養控除、寡婦控除、ひとり親控除、特定扶養控除、障害者控除、特別障害者控除の対象者（控除対象者）のいない世帯の場合です。控除対象者がいる場合は所得額から各控除額を、給与所得者又は年金所得者がいる場合は所得額から給与所得等控除額を差し引いた後②の早見表を参照してください。
- 次の収入は、「所得」の対象となりません。
生活保護の扶助費、労災保険の各種給付金、失業給付金、遺族及び障害を支給事由とする年金。
- 休職又は休業の扱いは、復職又は復業した日をもって就職又は始業したものとして計算します。
- 月の途中で就職した場合、病気などにより欠勤した場合などのため、その月の収入が他の月より著しく少ない場合、及び事業を開始して1か月に満たない場合は、申込前に都市計画課までお尋ねください。
- 総収入金額は、諸手当、賞与、税金などすべてを含めた総収入です。

次のいずれかに該当する世帯を裁量階層世帯と言います。収入基準早見表（17ページ）の収入範囲が「裁量」区分までとなり、一般世帯に比べ入居資格収入基準が緩和されます。

裁量階層区分	要 件
障 害 者	イ 申込者、又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障がいの程度が1級から4級まで）
	ロ 申込者、又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障がいの程度が1級、又は2級）
	ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者（障がいの程度がA判定又はB1判定）
高 齢 者	イ 申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満 又は 60歳以上」である場合 ロ 申込者が60歳以上の者（単身者）
戦 傷 病 者	申込者、又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障がいの程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款証であること）
原 子 爆 弾 被 爆 者	申込者、又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合
引 揚 者	申込者、又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所、その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者
中学生以下の子どもがいる世帯	入居時点において同居者に、中学校卒業までの子どもがいる世帯

※該当する場合は、いずれか1つの必要書類（9ページ）を添付してください。